

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市国民健康保険出産費貸付基金 条例（平成13年条例第12号） 第6条第2項	繰上償還	健康保険課

盛岡市国民健康保険出産費貸付基金条例第6条第2項に基づき、繰上償還に係る処分基準は次のとおりとする。

- 1 貸付けを受けた者が、条例第3条に規定する要件に該当しないことが明らかであると市長が認めること。
- 2 貸付けを受けた者が、偽りその他の不正の手段により資金の貸付けを受けたものであると市長が認めること。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。